

報道発表資料
平成28年10月21日
鳥取県
鳥取地方気象台

平成28年10月21日の鳥取県中部の地震に伴う 鳥取県土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成28年10月21日14時07分頃に鳥取県中部で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成28年10月21日14時07分頃に鳥取県中部で発生した地震により、鳥取県では、倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取市北部、三朝町で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、これらの地域では当分の間、鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準： 通常基準の7割

暫定基準を設ける市町村： 倉吉市、湯梨浜町、北栄町

暫定基準： 通常基準の8割

暫定基準を設ける市町村： 鳥取市北部、三朝町

なお、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

本件に関する問い合わせ先

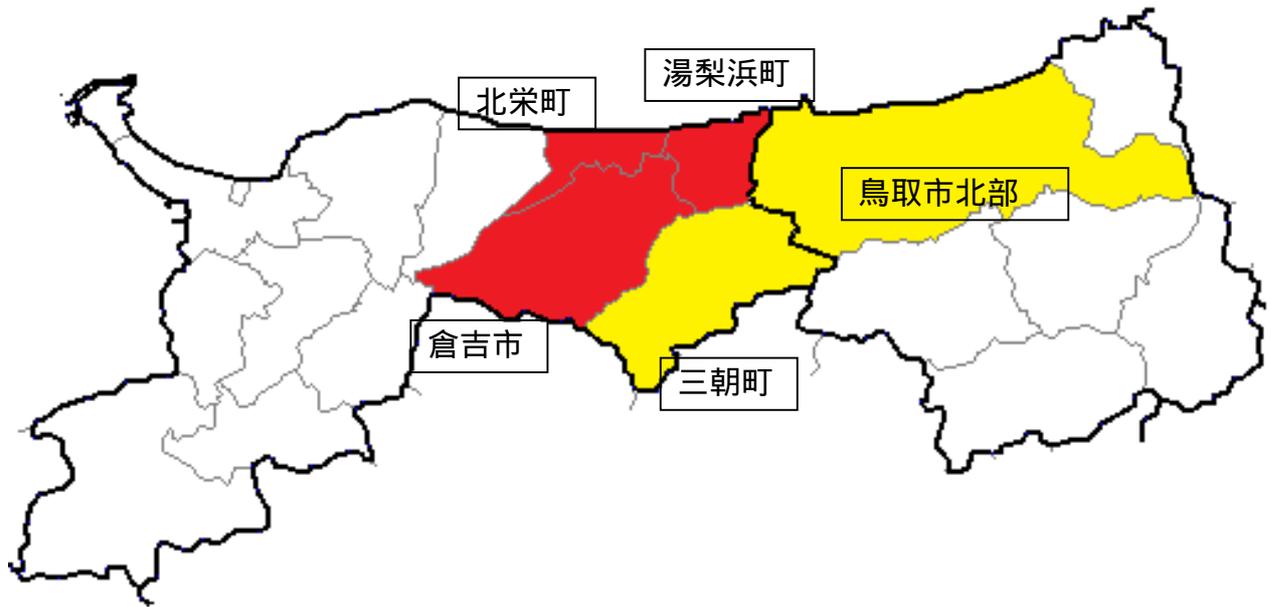
鳥取県県土整備部治山砂防課

企画調査担当（電話 0857-26-7819）

鳥取地方気象台

土砂災害気象官（電話 0857-29-1313）

通常基準を暫定的に変更する市町村



-  通常基準の7割に引き下げる市町村
-  通常基準の8割に引き下げる市町村